

平成26年12月25日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を停止した処分の取消しを求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、中度精神遅滞(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、障害等級2級の障害基礎年金の支給を受けていた。
- 2 厚生労働大臣は、国民年金法(以下「国民年金法」という。)施行規則第36条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出されたa病院b科・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る同月○日付診断書(以下「現状診断書」という。)を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に掲げる3級の程度に該当し、国民年金法施行令(以下「国民年金令」という。)別表に掲げる程度に該当しなくなったとして、平成○年○月○日付で、請求人に対し、同月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害基礎年金は、受給権者が国民年金別表に定める程度(障害等級1級又は2級)の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっている。
- 2 本件の問題点は、現状診断書提出日当時における請求人の当該傷病による障害

の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、国民年金別表に掲げる程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 事実の認定及び判断

- 1 現状診断書によれば、本件障害の状態等について、次の記載のあることが認められる。

「略」

- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
 - (1) 国民年金別表は、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病にかかわると認められるものとしては、「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるのである。

認定基準の第2「障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものであり、例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけない

もの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている(以下、このような状態を「2級の基本的例示」という。)

(2) 認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、知的障害で障害等級2級に相当すると認められるもの例示として、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」が掲げられ、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努め、就労支援施設や小規模作業所などに参加する者に限らず、雇用契約により一般就労をしている者であっても、援助や配慮のもとで労働に従事しているもので、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、現に労働に従事している者については、その療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況等を十分確認したうえで日常生活能力を判断することとされている。

(3) 上記1で認定した事実によれば、

本件障害の状態は、病状又は状態像として、中等度の知的障害が認められ、その具体的な程度・症状は、総合的知的能力はかなり低く、能力間に偏りもあり、言語を介したコミュニケーションは困難で、単純作業を効率的に行うことも難しいが、聴覚刺激における短期記憶を利用することは、比較的得意といえ、日常場面について、理由にかかわらずどうすべきか記憶できることもあり、口頭で細かく指示し、十分に反復化することで作業が効率化されることは可能であるとされ、日常生活状況は、在宅で、同居者があり、家人以外の対人交流は乏しいとされ、日常生活能力の判定では、通院と服薬は不要で、金銭管理と買い物、他人との意思伝達及び対人関係、社会性は、助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされているものの、適切な食事、身の清潔保持、身の安全保持及び危機対応は、自発的に又はおおむねできるが時には助言や指導を必要とする程度で、日常生活能力の程度は(3)で、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、日常においても援助が必要であるが、労働能力は、口頭での簡単な指示に従って行うことはゆっくりであれば可能と思われることとされ、現症時においては、障害者雇用ではあるが一般企業で週5日、コミュニケーションに難はあるが名刺作成等の仕事に従事していることとされているのであり、これをより詳細に述べると、請求人の勤務先センター長作成の就労に関する意見書(平成〇年〇月〇日付)及び被保険者記録照会回答票(資格画面)によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日から、現在の勤務先事業所において厚生年金保険の被保険者資格を保有して勤務し、業務内容は、①パソコンを使って名刺受注状況を確認し、かつ、内容のイレギュラーをチェックし、プリンターに印刷のコマンドをし、印刷及びセットされた名刺の送り先を社内イン

トラネットを使って検索し、あて先をテブラで作成するなどして、社内便での発送を手配する業務、②コピー機内のコピー紙の状況を確認し、必要があればコピー用紙を補充し、コピー用紙の在庫が少なくなっているようであれば、必要数センターから補給する業務、及び③シュレッター細断をし、印刷物の数を数え、封筒に宛名ラベルを貼付して書面を封入し、封緘する業務であり、そのうちの①の業務を主業務とし、特に大きな傷病やトラブルもなく勤続しており、請求人の記憶力やパソコン操作のスキルなどの強みを活かしながら業務に就いているが、それらは、保護者、同僚、就労支援機関及び勤務会社の支援によって成り立っているのが現状であり、自分の思いどおりにならないとそっぽを向いたり、耳をふさいで話を聞かない、自分の目をたたいたり、腕をかんだり、足をばたばたさせる行為に及ぶことがあり、自分の主業務が暇なときは、他の社員の名刺申請を勝手に行ったりすることもあり、好きなタイプの社員の名刺を作成時に抜き取って蒐集したりし、昼休み時間以外でのインターネット閲覧禁止も守らない等の問題があるが、社内管理者、社内メディカルルームの医師(精神科)及び看護師、会社契約の臨床心理士、保護者、出身学校の教諭、地域就労支援担当者等の関係者がその都度連携して継続的に支援していて、入社以来毎月の給与のほかに、毎年夏季及び冬季の賞与を得ていることが認められるのであり、これらの状況を総合的に考慮すると、本件障害の状態は、知的障害で2級に相当すると認められる例示に該当しないし、上記2級の基本的例示に相当する程度に至っているとはいえない。

- (4) 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の程度に該当しないと認めるのが相当であり、もとよりそれより重い1級の程度にも該当

しないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。